

動産譲渡登記所及び債権譲渡登記所で交付する 証明書に表示される文字の字形に関するお知らせ

平成25年2月12日（火）から、動産譲渡登記所及び債権譲渡登記所において交付する「登記事項証明書」及び「登記事項概要証明書」について、**取り扱う一部の漢字（167文字）の字形を変更します。**

対象となる167文字並びに変更前及び変更後の字形については、<http://www.jisc.go.jp/newsttopics/2005/040220kanjicode.pdf>（付表1.に記載された168文字のうち、第3水準漢字である1文字（面区点位置1-47-64）を除きます。動産譲渡登記所及び債権譲渡登記所で交付する証明書においては、MS明朝フォントを使用していますので、付表1.に記載された字形と異なる場合があります。）を御参照ください。

（例） 「辻」（面区点位置1-36-52）の場合

平成25年2月8日（金）までに交付する証明書に表示される場合

→ いわゆる「一点しんによう」で表示されます。

平成25年2月12日（火）以降に交付する証明書に表示される場合

→ いわゆる「二点しんによう」で表示されます。

※ 対象となる167文字については、平成25年2月8日（金）までに登記がされたものであっても、同月12日（火）以降に交付する「登記事項証明書」及び「登記事項概要証明書」においては、**変更後の字形で表示されます**（ただし、商業登記所及び不動産登記所で交付する「概要記録事項証明書」においては、既に登記がされている譲受人の情報は、変更前の字形で表示されます。）。

※ オンラインにより交付した「登記事項証明書」及び「登記事項概要証明書」に表示される字形は、利用者の端末の環境により異なります。

※ いわゆる「ないこと証明」（動産・債権譲渡登記の登記事項概要証明書のうち、**特定の者を譲渡人又は質権設定者とする譲渡登記ファイルの記録がない旨の証明書**）の大量交付請求において、証明書作成用の別紙を申請書に添付して提出する方法による場合には、これまでの取扱いと同様に、「ないこと証明」には、証明書作成用の別紙に表示されている字形と同じ字形が表示されます（例：「辻」（面区点位置1-36-52）について、証明書作成用の別紙に「一点しんによう」で表示されている場合には、「ないこと証明」の表示も「一点しんによう」となります。）。